## 新型コロナウイルス感染症に係る施設利用及びイベント等実施方針

2020. 3.11制定	2020. 7. 6改定	2020. 8.21改定	2020.11.3改定	2020. 12. 28改定	2021. 3.22改定	2021. 5.26改定	2021. 9.13改定	2022. 3. 7改定
2020. 3.23改定	2020. 7.10改定	2020. 8.25改定	2020. 11. 13改定	2021. 1. 8改定	2021. 3.23改定	2021. 6.10改定	2021. 9.17改定	2022. 3.22改定
2020. 3.31改定	2020. 7.17改定	2020. 9. 1改定	2020.11.16改定	2021. 1.14改定	2021. 3.29改定	2021. 6.21改定	2021.10.1改定	2022. 5.23改定
2020. 4. 3改定	2020. 7.20改定	2020. 9. 7改定	2020.12.4改定	2021. 1.18改定	2021. 4. 5改定	2021. 7. 6改定	2021.11.29改定	2022. 9. 8改定
2020. 4.14改定	2020. 7.31改定	2020. 9.11改定	2020.12.7改定	2021. 1.25改定	2021. 4.12改定	2021. 7.12改定	2022. 1. 9改定	2023. 1.27改定
2020. 4.17改定	2020. 8. 1改定	2020. 9.17改定	2020. 12. 11改定	2021. 2. 8改定	2021. 4.20改定	2021. 8. 2改定	2022. 1.21改定	
2020. 4.18改定	2020. 8. 5改定	2020. 9.23改定	2020. 12. 14改定	2021. 2.15改定	2021. 4.25改定	2021. 8.10改定	2022. 1.27改定	
2020. 5. 6改定	2020. 8. 7改定	2020. 10. 16改定	2020. 12. 18改定	2021. 2.22改定	2021. 5. 6改定	2021. 8.20改定	2022. 2. 5改定	
2020. 5.20改定	2020. 8.14改定	2020.11.1改定	2020. 12. 21改定	2021. 3. 1改定	2021. 5.12改定	2021. 8.27改定	2022. 2.12改定	
2020. 5.28改定	2020. 8.20改定	2020.11.2改定	2020. 12. 26改定	2021. 3. 8改定	2021. 5.18改定	2021. 9. 1改定	2022. 2.21改定	

2020. 5.28	改定 2020. 8.20改定 2020.11. 2改定 2020.12.26改定 2021. 3. 8改定 2021. 5.18改定 2021. 9. 1改定 2022. 2.21改定							
区分	方針							
1 施設 の利用	(1) 次のいずれかに該当する場合は、施設の利用を不可 ・発熱、風邪等の症状がある場合 ・国が緊急事態宣言を発令した都道府県※¹に居住する者で、PCR 検査等※²の陰性判定を受けていない者が利用する場合 ・国がまん延防止等重点措置を発令した都道府県※³に居住する者で、PCR 検査等※²の陰性判定を受けていない者が利用する場合 ・新潟県が警報を発令し、三条市に不要不急の外出自粛を要請した場合 ・新潟県が警報を発令し、不要不急の外出自粛を要請した場合 ・新潟県が警報を発令し、不要不急の外出自粛を要請した市町村※⁴に居住する者で、PCR 検査等※²の陰性判定を受けていない者が利用する場合  (2) (1)に該当しない場合は、施設利用に応じて次の感染予防対策を利用者が行った上で利用可能 ・こまめな手洗い及び手指消毒を実施すること。 ・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類を持参すること。 ・スポーツ競技を行う場合は、中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従うこと。 ・スポーツ競技を行う場合は、中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従うこと。 ・屋外にあっては、2 m以上を目安として他者との距離が確保できる場合又は人とすれ違うことはあっても会話はほとんど行わない場合は、マスクの着用は不要であるが、それが困難である場合は、マスクを着用すること。屋内にあっては、他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスクの着用は不要であるが、それが困難である場合は、マスクを着用すること。 ・飲食を行う場合は、大声を出さないこと。 ・会食を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策を実施すること。 ・施設内でイベント等を主催する場合には、「2 イベント等の実施」に記載する基準を参考とした感染予防対策を実施すること。							

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、イベント等を中止又は延期
  - ・参加人数が次の表に掲げる上限を超える場合

		安全計画策定※5	その他(安全計画を策定しないイベント)		
下記以外の区域	人数上限※ 6	収容定員まで※ <mark>-</mark>	5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方		
下記以外の区域	収容率 <u>上限</u> ※ <sup>6</sup>	<u>100%</u>			
まん延防止等重点措置区域	人数上限※6	収容定員まで	5,000 人		
まん延防工寺里点拍直区域	収容率 <u>上限</u> ※ <sup><u>6</u></sup>	100%※8	大声なし 100% 大声あり 50%		
	<u>時短</u>	<u>原則要請なし※<sup>9</sup></u>			
緊急事態措置区域	人数上限※6	10,000 人 <u>※<sup>10</sup>(対象者全員検査により、収容定員</u> <u>まで追加可)</u>	5,000 人		
	収容率 <u>上限</u> ※ <sup><u>6</u></sup>	100%※8	大声なし 100% 大声あり 50%		

- 2 イベ ント等 の実施
- ・「三つの密」※<sup>11</sup>が回避できない場合
- ・国が緊急事態宣言を発令した都道府県※¹に居住する者で、PCR 検査等※²の陰性判定を受けていない者が来場する場合
- ・国がまん延防止等重点措置を発令した都道府県※³に居住する者で、PCR 検査等※²の陰性判定を受けていない者が来場する場合
- ・新潟県が警報を発令し、三条市に不要不急の外出自粛を要請した場合
- ・新潟県が警報を発令し、不要不急の外出自粛を要請した市町村※4に居住する者で、PCR 検査等※2の陰性判定を受けていない者が来場する場合
- (2) (1)のいずれにも該当しない場合は、イベント等に応じて次の感染予防対策を主催者が行った上で実施可能
  - ・発熱、風邪等の症状がある者への参加の自粛要請(看板設置等による呼びかけ)
  - 手指消毒剤等の設置
  - 共有する物品又は設備の消毒
  - ・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類の持参の要請
  - ・スポーツ競技を行う場合は、中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等の遵守
  - ・屋外にあっては、2m以上を目安として他者との距離が確保できる場合又は人とすれ違うことはあっても会話はほとんど行わない場合は、マスクの着用は不要であるが、それが困難である場合は、マスク着用を要請。屋内にあっては、他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスクの着用は不要であるが、それが困難である場合は、マスク着用を要請。
  - ・飲食の提供を行う場合は、試食販売、大皿での提供(トング等を使用する場合を除く。)、グラスの回し飲みなどを行わないことの周知
  - ・会食を行う場合は、大声を出さないことの周知
  - ・発声等を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策の実施
  - ・キャッシュレス決済及びコイントレイの使用、手配りによるパンフレット配布の回避などの接触感染防止対策の実施
  - ・参加者の滞留時間が概ね30分を超えるイベント等の場合は、参加者名簿の作成(参加者が特定できるものを除く。)
- ※1 「国が緊急事態宣言を発令した都道府県」は、該当なし。(令和<u>5</u>年<u>1</u>月 <u>27</u>日現在)
- ※2 「PCR 検査等」とは、PCR 検査にあっては検査採取日から3日以内、抗原定性検査にあっては検査日から1日以内であること。
- ※3 「国がまん延防止等重点措置を発令した都道府県」は、該当なし。(令和<u>5</u>年<u>1</u>月 <u>27</u>日現在)
- ※ 4 「新潟県が警報を発令し、不要不急の外出自粛を要請した市町村」は、該当なし。(令和5年1月27日現在)
- ※<u>5</u> 「安全計画策定」とは、参加人数が 5,000 人を超えかつ収容率 50%を超えるイベントに適用される。主催者等は、県が定める感染防止安全計画を策定し県の確認を受けることで、人数上限は収容定員まで、収容率の上限は 100%まで可能となる。緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域においては 5,000 人を超えるイベントに適用される。

- ※6 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
- ※7 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。
- ※8 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提となり、大声とは、通常よりも大きな声量で、反復、継続的に声を発することと定義する。例)音楽(ロックコンサート、ポップコンサート等)、スポーツイベント(サッカー、野球等)、公演(親子会公演等)、ライブハウスにおける各種イベントなど。
- ※9 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
- ※10 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を 行わないことも可能
- ※11 「三つの密」とは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)) P7に記載する、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である。)、②密集場所(多くの人が密集している。)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発 声が行われる。)という3つの条件をいう。